

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第23～26号)

(平成25年5月20日)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成23年10月14日付け尼保生第69260号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分1」という。）平成23年12月26日付け尼保生第69560号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分2」という。）及び平成24年2月24日付け尼保生第69890号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分3」という。）について、次のように判断する。

1 本件部分開示決定処分1

不開示とした部分のうち、次のものは開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。ただし、一部について意見を付記する。

苦情処理簿の相談者・指導対象者の住所・氏名欄、相談内容詳細・処理内容詳細欄において

- ・公園名及び公共施設名を表記している箇所並びにその所在地（番地を含む）
- ・公務員（議員も含む）の氏名
- ・「 の 」、「（ は ）」等個人を特定しない表現の人名
- ・犬の名前
- ・相談者名が空欄で、単に住所が「 町」とだけ記載されている箇所
- ・「 市」という市名の表記
- ・相談者・指導対象者・協力者となっていない、単に位置関係を示すだけの企業名
- ・「別紙 」、「 病院」など個人を特定しない情報

苦情処理簿の地図欄

2 本件部分開示決定処分2

異議申立対象部分において、不開示とした部分のうち、次のものは開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。ただし、一部について意見を付記する。

「平成22年度犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付委託事務に係る委託料の支払いについて（起案用紙1号及び2号）」の尼崎市開業獣医師会の会長名及び事務局の所在地

3 本件部分開示決定処分3

異議申立対象部分において、不開示とした決定は妥当である。ただし、一部について意見を付記する。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人の異議申立書の主張要旨は次のとおりである。

1 本件部分開示決定処分1

尼崎市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）の第1回会議議事録（要旨）について、テープ起こし等による実録があるにも関わらず、極めて簡略化された要旨（案）が開示されており、議案の内容が明確されていない。

警察署からの「犬（猫）の処分について（依頼）」及び「犬の処分依頼通知書」（以下「犬猫処分依頼文書等」という。）について、訂正印もなく手書きで修正され、不開示対象ではない拾得場所が黒塗りされており、改ざん、隠ぺいではないか。

警察署からの犬・ねこ引渡書について、取扱者氏名が黒塗りされているが、警察署員は公務で取り扱いしているのであり、開示されるべきものである。引渡者についても、警察署会計課拾得担当者は、原則として名札を明示して職務にあっており、黒塗りする必要がなく開示されるべきである。同じく、発見場所の一部が黒塗りされているが、拾得発見場所は個人情報にあらず、開示されるべきである。さらに、警察署からの引渡者欄が空欄になっているものがあるが、文書が本物か否か、極めて疑わしい。

取扱業者に対する改善指導連絡表について、異様に改善すべき点が多く、問題のある業者が多いと理解できるが、所在地さえ黒塗りされており、開示されるべき登録業者の実態がわからない。すべてを黒塗りにする必要があるとは考えられず、相変わらず業者側に立った行政と見受けられる。

苦情処理簿について、一部については苦情対象場所が開示されているにもかかわらず、黒塗りされている部分もある。不開示となっている部分も、開示されている「丁目」「団地」等までは開示されるべきものである。

2 本件部分開示決定処分2

部分開示されている文書は、公人と見なされる団体代表者の氏名が、他の文書では開示されているのに不開示となっている。個人が特定できないにもかかわらず、犬評価人の1日単価等が不開示となっている。起案用紙1号の決裁欄の押印に、一部判読不可能なものがある。

3 本件部分開示決定処分3

動物取扱業変更届出書及び廃業等届出書において、公文書開示区分が「部分開示」又は「不開示」となっているものも、全面開示されているものがある。

動物取扱業変更届出書において、動物取扱責任者の氏名の変更理由欄に「離婚」と記されたまま全面開示されている文書が存在する。この文書によると、変更理由は単に「姓の変更」であり、「離婚」という明らかに個人情報と思われる文言は、必要がなく、不開示とされるべき部分である。以前にも開示請求により開示された文書の中に明らかに個人情報と思われる情報（名前、FAX番号）が不開示になっていないことがあった。

動物取扱業の廃業等届出書において、届出者が不開示となっているものがある。尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）では、個人事業主の住所氏名等は、個人情報から除外されている

旨定義されており、開示されるべきものである。「ペットショップ尼崎ケンネル」については、事業所の所在地、取扱業者の氏名等欄に「同上」と記されており、特に開示されるべきものである。

支出命令書及び請求書において、口座名義が開示となっていない。公金の支払先を開示とするのはおかしい。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示理由説明の主張要旨は次のとおりである。

1 本件部分開示決定処分1

協議会の議事録が開示になっていないことに対し、異議申立てを行っているのではなく、開示された文書が議事要旨（案）であったことに対し、異議申立てを行っているものである。

しかしながら、協議会の内規「尼崎市動物愛護管理推進協議会の資料及び議事要旨の公開について」（以下「協議会内規」という。）では、「協議会の会議での協議内容については、会議の要点等を記した議事要旨を作成し、次回会議において内容を確認のうえ、尼崎市のホームページに掲載する。」ことになっており、「第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）」（以下「第1回議事要旨（案）」という。）についても、この内規に従い作成したものである。

また、請求時点では、協議会において議事要旨の内容確認が行われていなかったため、案の状態で開示したものである。

よって、第1回議事要旨（案）を開示したことについて違法性はないものと考えられる。

犬ねこ処分依頼書等が開示になっていないことに対して、異議申立てを行っているのではなく、開示された文書の一部が訂正印もなく手書きで修正されていることと、犬の保護（発見）場所が一部不開示となっていることに異議申立てを行っているものである。

文書の一部が訂正印もなく手書きで修正されているのは、当該依頼書の犬の保護日時と保護場所に明らかな記載間違いがあったことから、警察署に連絡を入れ、確認のうえ訂正したものである。

犬の保護（発見）場所が一部不開示となっていることについては、本市では「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」等の規定に基づき収容した犬・ねこ等の動物について公示を行っているが、その際、収容等の場所については個人情報保護の観点から「 町 丁目 番 号」ではなく、「 町 丁目」等と記載していることから、犬ねこ処分依頼書等の犬の保護（発見）場所についてもそれに倣い、個人を特定する「 番 号」の部分については不開示と判断したものであり違法性はないものと考えられる。

取扱業者に対する改善指導連絡表については、事業者の名称（屋号）所在地が開示となっていることに対し異議申立てを行っているものである。

当該改善指導連絡表は、行政指導文書にあたるため、公にすることにより、指導対象となる法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、事業者の名称（屋号）や所在地については不開示としたものであり違法性はないものと考えられる。

苦情処理簿については、苦情対象場所の一部は開示されていることから、開示されていない苦情場所も「町丁目」や「団地」の部分まで開示されるべきであると異議申立てを行っている。

苦情対象場所が「町丁目付近」や「団地」など個人を特定しない場所である場合は開示することができるが、自宅住所など個人を特定する場所である場合は不開示としなければならない。よって苦情対象場所が開示されているものと、不開示になっているものがあることについて違法性はないものと考えられる。

2 本件部分開示決定処分2

部分開示した「調定決議書（平成22年度の狂犬病予防等手数料に係るもの、動物保管実費弁償金に係るもの、動物返還料に係るもの）」（以下「調定決議書」という。）において、不開示となっている情報は、公人と見なされる団体代表者の氏名ではなく、団体代表者が経営する事業所の住所、電話番号及びファックス番号であり、また当該団体は、法令上の法人格をもたない、いわゆる任意の団体であることから、その代表者に関する情報についても個人情報にあたるとして不開示としたものである。

「平成22年度犬評価人報酬の支払いについて（起案用紙1号）」（以下「犬評価人報酬支払い決裁」という。）において、個人を特定できないにもかかわらず、犬評価人の1日単価等を不開示としているのは、本審査委員会の答申第17号において「取締役、監査役及び会計監査人の報酬に関する情報について役員数が1人の場合は、役員報酬としてその額を表すと当該役員個人の収入額が明らかになり、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため、不開示は妥当」とされたことに倣い、犬評価人1名の報酬単価と合計金額を不開示としたものである。

「平成22年度尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱に基づく助成金の交付決定について（起案用紙1号）」等の決裁文書（以下「決裁文書」という。）が、部分開示されていることに対して異議申立しているのではなく、決裁欄の一部の印影が不鮮明であることについて異議申立を行っている。開示した文書の原本を確認したところ、印圧が弱く、印影の薄いものがあったが、決裁権者である課長の印影についてはどれも鮮明であることから、係員等の印影が不鮮明であったとしても、決裁の効力が失われるわけではなく、また、公文書の内容に影響を及ぼすものではないことから、違法性はないものと考えられる。

3 本件部分開示決定処分3

部分開示決定している動物取扱業変更届出書及び廃業等届出書の不開示項目に対してではなく、同文書の中に、起案時の公文書開示区分が「部分開示」又は「不開示」となっているものも、全面開示されていることに対し、異議申立てを行っているが、このことは公文書開示上の問題ではなく、事務処理上の問題であることから、今後は、所管課において適正な事務処理に努めていきたいと考える。

部分開示決定している動物取扱業変更届出書の不開示項目に対してではなく、開示されている

「離婚」という明らかに個人情報と思われる文言は、開示する必要はなく、不開示とすべきであると異議申立てを行っている。しかし、動物取扱業に係る氏名の変更自体が事業情報であることから、その理由についても事業情報となり、開示することに違法性はないものとする。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は廃業後も開示対象となるが、廃業等届出書の廃業届の届出者欄に記載された個人の氏名、住所、電話番号は、廃業届が受理された時点で個人情報となることから不開示と判断したもので、違法性はない。

支出命令書及び請求書において、口座名義を不開示としているのは、事業を営む法人の金融機関口座に関する情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示と判断したものであり違法性はないものとする。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

本審査委員会は、公文書開示請求に係る開示・不開示決定等の妥当性を審査することをその目的としていることから、その目的の範囲内において、審議や判断を行うものとし、その余については、一部意見を述べるが、担当部局において対処されたい。

なお、異議申立項目のうち、「第2 異議申立ての趣旨及び理由 1 本件部分開示決定処分1」に記載している事項は、別途実施機関により部分開示決定を行っており、諮問からも除外されているため、本審査委員会の判断も行わない。

2 本件部分開示決定処分1

第1回議事要旨(案)について

ア 本審査委員会として、協議会内規の記載内容及び協議会内規が協議会で了承されていることを確認できたことから、詳細な議事録は作成されず、要旨しか作成されていないことに問題はないと思われる。

イ しかし、実施機関は議事要旨を会議の録音テープをもとに作成しており、これが組織として作成、利用、管理されているものなら、条例第2条第2号の規定に基づき当該録音テープを公文書とし、条例施行規則第7条第3項の規定に基づく録音テープの聴取により開示することもひとつの方法であったと思われる。録音テープを公文書とするかどうかは、その管理方法、目的、用途などによって個別に判断されるべきものであるが、一定の基準をつくっていくことも課題であろう。公文書とされた録音テープについては、適正な管理が求められる。

犬ねこ処分依頼文書等について

ア 訂正印なしの訂正が適正かどうかという争点については、本審査委員会の審査範囲外であるが、訂正印の有無に関わらず、公文書であることは述べておく。

イ 犬ねこ処分依頼文書等の「保護場所」「発見場所」については、個人を特定する「番号」の部分について不開示とした判断は妥当である。

改善指導連絡表について

- ア 行政処分を記した書類の一種と考えられ、実施機関に確認すると事業者等に改善が見られない場合の公表などについて、法的な定めはなく、実施機関としても公表はしていないとのことであった。
- イ 不開示箇所のうち、事業者の名称（屋号）所在地、動物取扱責任者は、業者を特定できる情報であり、これが開示されると、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- ウ 不開示箇所のうち、受取者は、動物取扱責任者と一致しないこともあり、その場合は事業者が雇用している者の名前と考えられ、個人情報に当たる。
- エ よって、これらを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

苦情処理簿について

- ア 審査委員会において確認したところ、異議申立人が「一部については、苦情対象場所が開示されているにもかかわらず」と主張する不開示箇所は、公園名や団地名、商店街名や小学校跡地、それらの所在地番であり、いずれも個人を特定しない情報であった。
- イ 次に不開示部分を確認すると、相談者・指導対象者の住所・氏名、相談内容詳細・処理内容詳細のなかの個人情報、地図欄の三つに分けられ、のほとんどは、個人を特定する情報であり、その部分については、条例第7条第2号に該当するため、不開示は妥当である。
- ウ しかし、の一部には、個人を特定しない人名表現、犬の名前、相談者名の記載がなく「町」とだけ記載されているもの、「市」という表記、「別紙部」「病院」など個人を特定しない情報があり、これらは開示すべきである。
- エ また、公務員の氏名は、特別職である市会議員も含めて、条例第7条第2号のウに規定する個人情報の除外規定に該当することから、開示すべきである。
- オ なお、マンション名や団地名については、一般的な位置や場所を指す場合は開示すべきであるが、個人を特定する住所に繋がる場合で不開示としている箇所は妥当である。
- カ 相談者や協力者として記載されている法人情報は、開示されることにより、場合によっては不当な非難等を受ける可能性があるため、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示は妥当であるが、一般的な位置や場所を指す場合は開示すべきである。
- ケ 最後に であるが、この地図欄は、記号が記載されているだけであって、それ単独では個人を特定できる情報ではないことから、開示すべきである。

3 本件部分開示決定処分2

公人と見なされる団体代表者の氏名について

- ア 異議申立人が対象としている文書は、審査委員会で確認したところ、実施機関が不開示理由説明で述べている調定決議書ではなく、「平成22年度犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付委託事務に係る委託料の支払いについて（起案用紙1号）」（以下「犬の鑑札等委託料支払い決裁」

という。)と思われる。

イ 犬の鑑札等委託料支払い決裁の不開示箇所は、尼崎市開業獣医師会の代表者であった会長名とその事務局の所在地である。実施機関は同団体を任意団体と説明しているが、本審査委員会で確認したところ、平成23年2月(異議申立対象の文書が作成された日は平成23年3月31日)には一般社団法人として認証されており、同団体の代表者であった会長名を開示しても差し支えないと考える。また、現在の同団体の代表者は交代しているが、当時の代表者がオーナーを勤める動物病院のホームページには、オーナーの氏名、同団体の会長であったこと、当該動物病院の所在地(同団体の当時の事務局の所在地)なども掲載されていることから、事務局の所在地も開示しても差し支えないと考える。

犬評価人の報酬単価について

ア 審査委員会において、犬評価人等について確認すると、狂犬病予防法施行令第5条には犬評価人は3人以上と定められており、実施機関では2人が実施機関の職員、1人を獣医師に委嘱しているとのことであった。また、犬評価人の氏名は一切公開しておらず、報酬単価も公になっていないとのことであった。

イ 犬評価人の氏名は公にされていないが、対象者が1人である場合は、尼崎市動物愛護センターに出入りする第三者は犬評価人を特定することができる可能性があり、報酬単価が公表されると、いくら報酬を得ているかという個人情報も知り得ることができる。よって、氏名が公表されていなくとも、対象者が1人であるなら不開示は妥当である。

決裁文書の決裁欄の押印に一部判読不可能なものがあることについて

ア 決裁文書の決裁欄の印鑑は、開示されているが、確かに印影が不鮮明な部分があった。

イ 印影が不鮮明なことで、結果的に不開示となっているのであれば、不鮮明にならないようなコピーの取り方や開示時に原本を見せるなどの丁寧な対応が必要であろう。

3 本件部分開示決定処分3

起案時の公文書開示区分が不開示又は部分開示とされているにも関わらず、全面開示されていることについて

尼崎市文書規程第28条第3項第5号には、文書起案時に「情報公開条例の規定に基づき、文書の開示、不開示等を判断し、その結果を記載し、又は登録すること」とあるが、条例第12条には「開示決定又は不開示決定は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。」とあり、開示請求後改めて開示決定することが定められている。その際、起案時の公文書開示区分に従わなければならないといった規定はなく、起案時の公文書開示区分と開示請求時の判断が一致していなくても不都合はないと考える。

動物取扱業変更届出書において、動物取扱責任者の氏名の変更理由欄に「離婚」と記されたまま開示されていることについて

ア 本審査委員会で当該文書を確認したところ、ある特定の個人業者の届出者氏名・住所・電話番号、法人印以外は全て開示されている。

イ 条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」を法人等情報と規定しているが、どの程度までが「当該事業に関する情報」といえるのかは、個別に精査すべきであり、動物取扱業変更届出書に記載された全ての情報が「当該事業に関する情報」というわけではない。

ウ 変更届出の理由とはいえ、「離婚」「婚姻のための氏名の変更」「 の退職」といった情報は、変更前後の氏名が開示されている以上、明らかに個人を特定したうえでそのプライバシーを明らかにする情報であり、まさに条例第7条第2号に規定する個人情報である。加えて「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であったとしても、条例第7条第3号アの除外規定（公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当し、個人の権利を害するおそれがあると言える。

エ すでに開示されてしまったものを元に戻すことは不可能であり、実施機関においては、このことを真摯に受けとめ、今後は、条例の趣旨に則り、適正な決定をすることが望まれる。

廃業等届出書の届出者が不開示となっていることについて

ア 事業を営む個人が廃業した場合、廃業等届出書の届出者氏名、住所、電話番号については、個人情報であり、それを不開示とする決定は妥当である。

イ 「ペットショップ尼崎ケンネル」については、届出内容の「事業者の所在地」欄及び「動物取扱業者の氏名又は名称」は開示されているが、「同上」と記載されているため、結果的に不開示となっており、個人情報には該当しない。

医療品等の購入に係る支出命令書及び請求書の支払先の金融機関口座情報が不開示となっていることについて

法人の金融機関口座情報については、法人の取引に関する情報でもあり、法人の権利・利益を害するおそれがあることから、不開示は妥当である。

5 結論

上記の理由により、審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、審査委員会第1部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成24年1月25日	・ 諮問書(諮問第23号)を受理
平成24年2月20日	・ 諮問書(諮問第24号)を受理
平成24年4月2日	・ 諮問書(諮問第25号)を受理
平成24年4月25日	・ 諮問書(諮問第26号)を受理
平成24年11月28日	・ 審査委員会第1部会に付託
平成25年1月11日	・ 審議
平成25年3月25日	・ 審議
平成25年5月20日	・ 答申

審査委員会第1部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
村上 武則	近畿大学法科大学院教授	部会長
津久井 進	弁護士 (芦屋西宮市民法律事務所)	
坂井 希千与	弁護士 (春名・田中法律事務所)	
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授	